



最大2万円補助！

長岡市地域振興戦略部

地域プロジェクト担当課長

長岡市内在住の高校生などが対象 遠距離バス通学定期代の一部を補助します！

長岡市は、高校生の通学に係る経済的負担を軽減することで、どこに暮らしていても住み慣れた地域から離れることなく通えるようにするとともに、市内バス路線の利用促進や活性化を図るため、市内在住の高校生などに路線バス通学定期代の一部を補助します。

令和5年度より開始したこの制度は、毎年200人以上の高校生が利用しており、今年度も5月1日から申請受付を開始します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、広く周知にご協力くださるようお願いいたします。

令和7年度長岡市高校生等遠距離通学費支援事業

- 1 受付期間 令和7年5月1日（木）から令和7年6月30日（月）まで
- 2 対象者
 - ・長岡市内に居住し、バス通学定期券（高速バスを除く）を利用して高校、中等教育学校（高等課程）、高等専門学校（1～3年生）に通学している人
 - ・令和7年度中に利用するバス通学定期券の合計額が135,000円を超えた分の2分の1（補助額の上限は2万円）

※片道定期券のみをご利用の方は、合計額が67,500円を超えた分の2分の1（補助金の上限は1万円）
- 3 申請方法 インターネット申請または郵送申請
※インターネットからの申し込みは、下記サイトから
（5月1日から申込可能）
<<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate03/teate/long-distance.html>>
※申請書類はアオーレ長岡、各支所、越後交通市内営業所、市内高校で配布しています。



問い合わせ

地域振興戦略部 岩本 TEL 0258-39-2515

長岡市内在住の高校生対象

遠距離バス通学定期代

令和7年度分
のお知らせです！

の一部を補助します！



◆どんな人が補助を受けられるの？補助額は？

【必須条件】長岡市内に居住し、バス通学定期券（高速バスを除く）を利用して高校、中等教育学校（高等課程）、高等専門学校（1～3年生）に通学している人



【どちらかに該当】令和7年度中（R7.4.1～R8.3.31）のバス通学定期券代の合計が

「往復」または「往復と片道の併用」で

135,000円を超える人

上記金額を超える額の2分の1を補助
（上限2万円）

又は

「片道のみ」で

67,500円を超える人

上記金額を超える額の2分の1を補助
（上限1万円）

※補助を受けられる人の金額条件を変更しました。（上記赤字部分）

◆どんな手続きが必要なの？

まずは申請しよう！

【必要なもの】

- ・申請者の住所がわかるもの
- ・生徒手帳の写し
- ・使用中の通学定期券の写し

定期券を撮影し保管！

購入した際にスマートフォン等
で撮影し画像データを保管
しましょう（コピー、写真也可）

R7年4月分の定期券を
前年度に購入した方は、
その定期券も保管して！

実績報告

【必要なもの】

- ・全ての通学定期券原本の写し
※定期券の写しがない場合、補助金を
交付できませんのでご注意ください。
- ・申請者の口座情報がわかるもの

◆申請の時期は？

令和7年度分の申請受付期間は
令和7年5月1日（木）～令和7年6月30日（月）です

インターネットから申請したい方は

「申請受付フォーム」に
必要事項を入力して送信

申請は
こちら



パソコン
スマホで



郵送で申請したい方は

申請書に必要事項を記入して郵送

郵送で



※申請書類はこちらにあります！

- ・アオーレ長岡、各支所
- ・越後交通市内営業所・販売所
- ・越後交通小千谷営業所
- ・市内高校
- 市HPからのダウンロードも可

【お問合せ・申請先】

高校生バス代補助担当
（長岡市地域振興戦略部）

平日9:00～17:00

☎0258-39-2005

〒940-0062 長岡市大手通 2-6
nagaoka@city.nagaoka.lg.jp

長岡市 高校通学費補助

検索

注目！

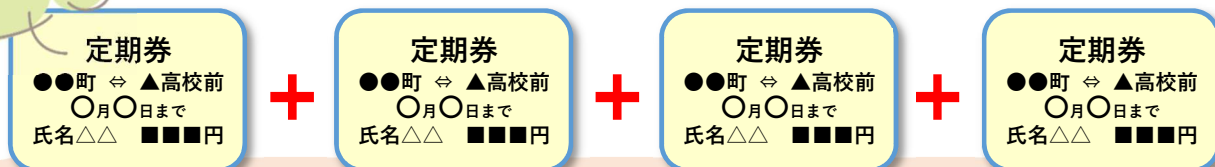
申請の前にお読みください

定期券を買ったら、必ず、**定期券（原本）のコピーや写真**をとって、保管しておきましょう！

補助金の実績報告には、令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日まで）の、全ての通学定期券原本の写し（コピーや写真等）が必要です。

乗車区間、有効期間、金額、氏名が確認できるようにしてください

【例】令和7年4月～令和8年3月までの定期券が4枚ある場合



令和7年度中に利用するバス通学定期券代「往復」または「往復と片道の併用」のうち、**135,000円を超える額の2分の1を補助**（上限2万円）

【参考例】令和7年度中に利用するバス通学定期代が165,800円の場合

$(165,800 \text{ 円} - 135,000 \text{ 円}) \times 1/2 \Rightarrow 15,400 \text{ 円補助}$

※往路、復路のいずれかの片道定期券をご利用の方は、67,500円を超える額の2分の1を補助（上限1万円）

補助対象となる定期券や対象者について

- ・通学定期券のみが補助対象です。現金・回数券・通勤定期券などをご利用の方は補助を受けられません。
- ・他制度で通学費の支援を受けている方は、この制度による補助を受けられません。

補助対象となる公共交通機関について

- ・利用経路は、自宅最寄りバス停から高校までの通学に必要な合理的・経済的と認められる経路に限ります。
- ・補助対象となる公共交通機関は次のとおりです。

公共交通機関	補助対象の考え方	備考
市内を運行する路線バス " コミュニティバス	○	
市外を運行する路線バス	一部○	市内からの乗継定期券で乗り継ぐ場合のみ
市外を運行するコミュニティバス	×	
高速バス、新幹線、鉄道等	×	

申請から補助金支払いまでの流れ



その他

- ・市内居住や他制度支援受給の有無、在籍校へ確認する場合がありますので、ご了承ください。
- ・虚偽の申請等により不正に補助を受けた場合は、お支払いした補助金を全額返還していただきます。
- ・通学に必要な区間及び期間（長期間の定期券ほど割安）を購入検討した上で、申請してください。